



第66回国連女性の地位委員会 (CSW66)

2022年3月14-25日

JAWW CSW66事前勉強会

2022年3月3日

田中由美子

城西国際大学

1

国連女性の地位委員会とは？

(Commission on the Status of Women: CSW)



- 国連経済社会理事会 (ECOSOC) の機能委員会の一つ
- ECOSOC 決議 11 (II) で設置 (E/RES/11(II) of 21 June 1946)
- 政治、経済、社会、市民、教育分野における女性の権利を促進するための提言をまとめ、ECOSOCに提出。
- 国連加盟国、国連機関、ECOSOC協議資格のあるNGO等が参加。
- 優先テーマ 等について討議した結果は、合意結論 (Agreed Conclusions) として採択。(採択できないこともある)
- 年次総会は、3月半ばから10日間、NYの国連本部で開催 (1980年代は、DAWがあったウィーンで開催)
- UN Womenが事務局 (2010年以降)
- 同時並行してNGO-CSWフォーラムが開催され、世界中から女性・市民団体が多数参加し、イベントを行う。

2

2

シマ・サミ・バホスUN Women事務局長



- 2021年09月13日に国連総会で決定
- ニューヨークの国連ヨルダン政府常駐代表を務め、それ以前には、UNDP総裁補兼アラブ局長(2012～2016年)、アラブ連盟事務総長補兼社会開発部長(2008～2012年)を歴任
- ユニセフに勤めたほか、多くの国連機関や市民社会団体と協働し、ヨルダンのさまざまな大学で開発とコミュニケーション学の教鞭をとった。
- 米国のインディアナ大学からマスコミュニケーションと開発の博士号、英国のエセックス大学から文学と演劇の修士号、ヨルダン大学から英文学の学士号。

<https://japan.unwomen.org/ja/about-us/executive-director>

3

女性・市民団
体の参加は重
要

60年以上続く、
国際的な意思
決定過程への
参画

- 日本が国連に加盟したのは1956年12月18日。
- その直前の12月6日、ECOSOCがNGOとして認めている国際的な女性団体に加盟している6団体が、重光葵外務大臣に対し、**国連政府代表に民間の女性の登用を要望した。**
((財)日本YWCA、日本婦人有権者同盟、(社)大学女性協会、(財)日本基督教婦人矯風会、婦人国際平和自由連盟日本支部、日本女性法律家協会)
- 国連憲章の目的実現のため、国連及び国連諸機関に協力することを目的として、1957年8月1日、上記の6団体+日本汎太平洋東南アジア婦人協会の7団体で**国連NGO国内婦人委員会**を設立し、初代委員長に市川房枝を選出。
- 1957年、第12回国連総会政府代表代理に初の女性として藤田たきが任命された。

(出典:『共同参画』2011年4・5月号、NEWC『CSW基礎知識』2020)

4

4

CSW日本政府代表団の市民代表

- CSW日本代表には、民間出身の有識者が登用されているが、これは世界に先駆けた、画期的な取組。
- EUと英国は、2021年に初めて市民団体を政府代表団に含めたことを誇らしげに報告。
- 日本代表団には、3NGOの代表が含まれている。(日本女性監視機構、国連NGO国内女性委員会、国連婦人年連絡会)
- 2000年からはJICAが日本代表団に含まれた(ODAのジェンダー主流化は日本の国際的責任)
- 2017年からは、若者代表も日本代表団のメンバーに。

歴代のCSW日本代表(敬称略)

谷野 せつ (1958～1963)
 高橋 展子 (1965 オブザーバー参加)
 藤田 たき (1966～1974)
 森山 真弓 (1976 オブザーバー参加)
 大羽 綾子 (1978～1980)
 縫田 暁子 (1982～1984)
 有馬真喜子 (1986～1997)
 目黒 依子 (1998～2010)
 橋本ヒロ子 (2011～2017)
 田中由美子 (2018～)

5

5

テーマ

優先テーマ:

気候変動および環境・災害リスク削減に関する政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメント達成

Achieving gender equality and the empowerment of all women and girls in the context of climate change, environmental and disaster risk reduction policies and programmes.

レビューテーマ:

変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワメント

(CSW61の合意結論)

Women's economic empowerment in the changing world of work (Agreed conclusions of the sixty-first session).

COMMISSION ON THE STATUS OF WOMEN

CLIMATE CHANGE

ENVIRONMENT
RISK REDUCTION

AT THE CENTRE OF SOLUTIONS



6

CSW66の議長団(Bureau)

議長

- H.E. Ms. Mathu Joyini (South Africa), Chair (African States Group)

副議長

- Ms. Pilar Eugenio (Argentina), Vice-Chair (Latin American and Caribbean States Group)
- H.E. Ms. Antje Leendertse (Germany), Vice-Chair designate (Western European and Other States Group)
- Mr. Māris Burbergs (Latvia), Vice-Chair designate (Eastern European States Group)
- Ms. Hye Ryoung Song (Republic of Korea), Vice-Chair designate (Asia and Pacific States Group)



Ambassador Mathu Joyini, Permanent Rep. of South Africa to the UN
https://twitter.com/dirco_za/status/1353982612356919296

7

Organization of Work (日程)

3月14日: 午前: 開会式、一般討論

午後: 閣僚級ラウンドテーブル

3月15日: 午前: 閣僚級ラウンドテーブル

午後: 一般討論

3月16日: 一般討論

3月17日: 午前: 一般討論

午後: 合意結論インフォーマル会合開始
(この後、ほぼ連日協議)

3月18日: レビューテーマのインタラクティブ討論

3月21日: 休会(ノールーズ国際デー)

3月22日: 午前: 一般討論

午後: 優先テーマに関するインタラクティブ
専門家討論

3月23日: 午前: 通報に関する会合、一般討論

3月24日: 午前: 新たな課題(コロナ禍からの復興)に
関するインタラクティブ討論

3月25日: 午前: 合意結論インフォーマル会合

午後: ECOSOC決議のフォローアップ
提言草案、合意結論採択、他

CSW67議題、CSW66閉会、CSW67開始

8

閣僚級ラウンドテーブル

Ministerial round tables 3月14日(月)午後、15日(火)午前

主なテーマ:

- グローバルから地域レベルに至るまで、全体的かつ統合的な行動を通じて、**ジェンダー平等の推進にむけた**気候変動、環境、災害リスク削減のための政策とプログラム

Climate change, environmental and disaster risk reduction policies and programmes: advancing gender equality through holistic and integrated actions from global to local.

- **女性の声とエージェンシー**: 気候変動、環境、災害リスク削減のための政策とプログラムにおける、女性の全面的、平等かつ意義のある**参画と意思決定**に向けた**好事例**

Women's voice and agency: good practices towards achieving women's full, equal and meaningful participation and decision-making in the context of climate change, environmental and disaster risk reduction policies and programmes.

優先テーマ・インタラクティブ専門家パネル: レジリエントな未来をつくる

3月22日午後: 6名の専門家のプレゼン、加盟国+NGOsの質疑

Building resilient futures: Bridging the gap between the **physical science and social science communities** to advance gender equality in the context of climate change, environment and disaster risk reduction. 自然科学分野と社会科学分野のギャップを埋める

Proposed topics for discussion:

- Integrating **gender dimensions** in **climate change science and policy**
- Towards feminist science and policy to support **marine biodiversity and coastal communities**
- Joining science and policy for a gender-responsive sustainable **energy transition**
- Promoting synergies between **scientific data and practice** in the **gender-environment nexus**
- Drawing on **physical and social science** to support **feminist** climate, environmental and **disaster risk reduction** advocacy and action.
- **Youth perspectives** on bringing together science and feminist climate action for the wellbeing of people and the planet.

レビューテーマ・インタラクティブ討論： 変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント

3月18日 午前・午後 12加盟国によるステートメント、質疑応答

CSW61の合意結論の骨子は以下の通り。これらの進捗をレビューする。

1. Strengthening **normative, legal and policy frameworks** to tackle gender-based discrimination and the persistent **work-related structural barriers**.
2. Strengthening **education, training and skills development** for women and girls.
3. Implementing **economic and social policies** for women's economic empowerment, including gender-responsive macroeconomic, labour and social policies.
4. Addressing the growing informality of work and mobility of women workers, to improve the terms and conditions of work for **informal women workers**.
5. Managing **technological and digital change** for women's economic empowerment.
6. Strengthening **women's collective voice, leadership and decision-making**, in both the public and private sectors.
7. Strengthening **the role of the private sector** in women's economic empowerment

11

新たな課題・インタラクティブ討論： Emerging issue ジェンダー平等と持続可能な未来にむけたコロナ禍からの復興

3月24日午前 5人のスピーカーによるインタラクティブ討論

討論のポイント (Guiding questions) :

- How can **the COVID-19 recovery** be harnessed to **strengthen synergies** between **the gender equality and environmental sustainability agendas**?
- What policy measures have contributed to **promoting care for both people and planet**?
- What examples of **recovery efforts** have been effective in prioritizing women's access to decent jobs, social protection and sustainable livelihoods?
- What measures are needed to ensure that **just transitions are gender-responsive** and leave no one behind"?
- What actions have States taken to expand the availability and affordability of **care services to address the increase in unpaid care and domestic work** as a result of the COVID-19 pandemic?

12

CSWの優先テーマ

年	CSW	優先テーマ（仮訳）
2020	64	北京+25 : 北京宣言と行動綱領, 及び第23回国連特別総会の成果の実施状況に関するレビューと評価
2021	65	ジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメント達成のための女性の公共生活における完全かつ効果的な参加と意思決定及び暴力根絶
2022	66	気候変動および環境・災害リスク削減に関する政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメントの達成 (日本政府の災害に関する決議案が出されてから10年目)
2023	67	ジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメント達成のためのデジタル時代における革新、技術変革及び教育
2024	68	ジェンダー視点に立った貧困対策、制度及び財政強化に取り組み、ジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメント達成を加速
2025	69	北京+30

13

13

(1) 気候変動とジェンダー

14

ジェンダー視点に立った気候変動対策： ジェンダーに関するリマ作業計画とジェンダー行動計画

- 2015年パリ協定**：気候変動対策における人権やジェンダー平等、世代間の公平性などの促進。ジェンダーについて触れているのは、前文、適応、能力強化のみ。
- 2021年のCOP26「グラスゴー気候合意」**（気候変動が人類共通の関心事であることを認識し、締約国は、気候変動に対処するための行動をとる際に。。。。ジェンダー平等、女性のエンパワメント、女性のエンパワメント、世代間の公平性に関するそれぞれの義務を尊重、促進、考慮すべきである）
- 2021年のCOP26**：**改訂版ジェンダーに関するリマ作業計画(LWPG)とジェンダーアクションプラン(GAP)**：5か年計画と1年ごとの計画。（ペルーのリマで開催された2014年COP20で、最初に採択された。2020年のCOP25で採択）

5つの優先行動：

1. (気候変動政策と行動におけるジェンダー主流化促進のための)能力強化、知識管理、コミュニケーションの促進
2. ジェンダーバランス、参加、女性のリーダーシップ(気候変動枠組条約プロセスにおける女性の参画の推進)
3. (SDGs、及び他の国際的ジェンダー誓約との)一貫性(coherence)
4. (パリ協定の)ジェンダー視点に立った実施と実施手段の促進
5. (LWPG/GAPの)モニタリングと報告



FCCC/CP/2019/13/Add.1: (Decision 3/CP.25)

15

「ジェンダーに関するリマ作業計画とジェンダー行動計画」に沿って、 各国に求めていること ⇒国別ジェンダー行動計画の策定？

1. NGCCFP: National gender and climate change focal pointsの設定。ジェンダー視点に立った気候変動対策を推進・監視。（日本：外務省気候変動課・女性参画推進室、環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、男女共同参画局、その他？）
2. 気候変動とジェンダーに関する国別フォーカルポイントは、気候変動に関するジェンダー統計を整備
3. 関係諸機関のスタッフに対して、気候変動対策におけるジェンダー主流化を進める研修を実施。その際に、女性は気候変動により固有の影響を受けること、女性が主体的意思決定者であり、変革の担い手であることを明確にする。
4. あらゆるレベルのCC会合に女性の参加を促進する。特に草の根の女性団体の参加を促進する(ジェンダーバランス)
5. ジェンダー視点に立ってSDGs、気候変動、環境対策、災害対策等を進める組織の連携強化を図る。
6. 地域の女性・女性団体の気候変動活動への助成を増加する。気候変動資金のジェンダー対応性を高める。
7. ジェンダー視点に立ち、女性の声を反映した、気候変動対策のための科学技術開発を進める。
8. 女性・女性団体が気候変動対策のあらゆるレベルの意思決定の場に平等に参画し、リーダーシップを発揮することを促進。
9. LWPG/GAPに沿って、UNFCCCのプロセスにおける成果と課題を監視し、報告。

16



19

19

(2) 環境とジェンダー

20

ジェンダー視点に立った環境対策

1992年：国連環境開発会議（UNCED：地球サミット）「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」（リオ宣言）：環境と開発は相反するものではなく共存。「アジェンダ21」（リオ宣言のための行動計画。環境保全における女性の役割について明記）

リオサミットの成果：気候変動枠組条約、生物多様性条約、森林原則声明。

2015年：SDGs ゴール14: 海の豊かさ、ゴール15: 陸の豊かさ、11: 居住と都市（ゴール1, 2, 3, 4, 5, 12などほとんどすべてのゴールに関連）

温暖化による海面上昇、サンゴ礁の白化、海の生態系への影響。

海洋汚染：プラスチック（海のプラスチックの量は2050年までに魚の量を上回る）、産業・生活排水、船舶から排出される油による海洋汚染、タンカーの座礁、原発の処理水の海への放水。森林破壊・火災、生物多様性の減少、砂漠化・土壌劣化、湖の枯渇、等。



https://jp.123rf.com/photo_60453120

21

多くの女性・市民環境団体が活動



エレノア・ブロムストロム
(Eleanor Blomstrom)

女性の環境・開発機構
(WEDO : Women Environment and Development Organization)

<https://wedo.org/closing-thoughts-from-eleanor-blomstrom/>

22

(3) 災害リスク削減とジェンダー Disaster Risk Reduction (DRR)

23

ジェンダーに対応した災害リスク削減に関する国際規約・枠組

■ グローバルな規約・枠組

- Sendai Framework for Disaster Risk Reduction (2015-2030): **仙台防災枠組**
- 2030 Agenda for Sustainable Development: **SDGs**
- Paris Agreement for Climate Change (2015)
- Addis Ababa Action Agenda for Financing for Development (2015)
- Agenda for Humanity (2016) adopted at the World Humanitarian Summit (7つの戦略のひとつにGenderとリプロヘルス)
- New Urban Agenda (2016) adopted at Habitat III (CC/DRR/Gender)
- UN-CSW56 (2012) と CSW58 (2014) の決議: ジェンダーと自然災害に関する決議で、日本政府が起案し、採択された。
- UN Security Council Resolution 1325: Women, peace and security (2000): 日本を初め複数の国は紛争のみならず、災害も安全保障に含めている。
- CEDAW 一般勧告第37号 (Gender-related dimensions of disaster risk reduction in the context of climate change) (2018)

24

24

仙台防災枠組(2015～2030)の特徴



- ◆ 災害リスクの要因には、社会・経済的な差別や排他的な構造・制度に基づく脆弱性があることを認識。
- ◆ 防災の位置づけを「人道」から「開発」へ。防災損失は経済発展の阻害要因。防災は開発課題の根源に関わる課題であり、開発に不可欠。
- ◆ 事後対策のみでなく、予防や備えを重視した「災害リスク削減」(DRR)へ。
- ◆ より良い復興(BBB)、災害にレジリエントな新たな社会の構築

- ◆ 多様なステークホルダーの意思決定過程への参画(社会的包摂アプローチ): 女性、若者、障害者、貧困者、移民、先住民、ボランティア、高齢者など、関連する全てのステークホルダーが政策・計画・基準の企画立案及び実施に関与。
- ◆ 女性と若者のリーダーシップ
- ◆ 性別、年齢別、障害別などのデータ収集と分析。

25

25

仙台防災枠組



基本となる考え方:

- ① 国は重要な責任、その上で社会全体の協力、女性や若者のリーダーシップが重要
- ② データや科学に基づく意思決定
- ③ 防災は持続可能な開発への鍵
- ④ 地域の特質や事情を考慮
- ⑤ リスク削減のための公的・民間投資
- ⑥ BBB(より良い復興)
- ⑦ 教育・啓発を通じた備え
- ⑧ 国際協力が不可欠

優先行動:

- ① 災害リスクの理解と共有
- ② 災害リスク管理(ガバナンス)
- ③ 防災への投資とレジリエンス
- ④ 効果的な備えとBBBの視点に立った復旧・復興

具体的目標:

- ① 災害による死亡者・被災者数、経済的損失を減らす
- ② 重要なインフラへの損害、基本サービスの途絶を減らす
- ③ 防災・減災計画を有する国の数を増やす
- ④ 途上国への国際協力を増やす
- ⑤ 多くの人が早期警報システムや情報を利用できるようにする

26

26



国際的な女性メジャーグループによるロビー活動

ケニア・ブラジル・アメリカ・カナダ・スイス・イギリス・オーストラリア・スリランカ・日本など

2014年11月、ジュネーヴ：
国連防災世界会議に向けた第2回準備会議

27



誰一人取り残さない



Goal 1, 11 & 13 :
仙台防災枠組と災害リスク削減



Goal 5 ジェンダー平等と女性・少女のエンパワーメント

28

28

ジェンダー視点からの日本政府の主な取組（国内、2011年以降）

防災担当部局

1. 災害対策基本法、災害復興法、計画や方針にジェンダー視点の統合。
2. 復興庁に男女共同参画班の設置（2011）
3. ジェンダー視点に立った復興の好事例集を作成（復興庁男女共同参画班）
4. ジェンダーと防災の検討会（内閣府防災担当）

男女共同参画局

1. 取組指針とチェックリストの作成（2013）、防災・復興ガイドライン（2020）
2. ジェンダー視点からの防災についての研修モジュールの開発と能力強化研修の実施
3. 大災害時には女性専門官を被災地に派遣
4. 中央防災会議のメンバーとして参加。

中央・地方防災会議における女性比率の増加、女性のニーズに対応した避難所の改善、福祉避難所の設置、女性と防災への理解の深化、女性参画センターの役割の明確化、女性に対する暴力対策など。ただし、残された課題も多い。

項 目	現 状	成果目標
中央防災会議に占める女性の割合（防災基本計画を作成する）	閣僚を除く委員のうち女性は33%（2021年5月）（1人から3人に：11%⇒33%）。しかし、閣僚も含めると16%のみ。	
都道府県防災会議に占める女性の割合（徳島が一番高い＝46.9%）	16.1%（2020） (3.6%, 2011:14%、2016)	30%（2025）
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性が登用されていない組織数	20%、1,741 のうち348組織（2020）	0（2025）
委員に占める女性の割合	8.8%（2020） (7.1%、2014)	15%（早期）、更に30%を目指す（2025）
消防吏員に占める女性の割合	2.9%（2019年度）	5%（2026年度当初）
消防団員に占める女性の割合	3.2%（2019年度）	10%を目標としつつ、当面5%（2026年度）

- ・ 消防吏員とは、消防本部及び、消防署に置かれる職員のうち、階級及び制服を有し、消防事務に従事する者。
- ・ 消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動をおこなう市町村の防災機関である消防団の構成員。

出典：内閣府（2020）『第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ』、99頁、他。

日本政府の国際的取り組み:ジェンダー視点に立ったDRR (2011年以降)

日本政府の取組

- 国連CSW56とCSW58で、防災とジェンダーの決議案を提出、採択。
- 仙台防災会議、WAW、CSWサイドイベント(災害とジェンダーセッション)
- 安保理決議1325国別計画に国際防災協力とジェンダー
- UN Womenの災害とジェンダー事業の支援(アジア・アフリカ)
- UNDRRの日本人事務局長(女性)、他

JICAによる国際協力

- 緊急援助隊ジェンダーガイドラインの策定中。
- フィリピン、スリランカ、ネパール、インドネシアなどでの災害後の復興支援(女性の生計回復支援、地域防災委員会、ハザードマップなど)
- ジェンダー・多様性からの災害リスク削減の研修(毎年、アジア、中南米などから参加)
- ジョージタウン大学との共同研究調査
- UN Womenとの連携(チャド湖など)
- コンサルタント向けのガイドラインの作成、能力強化研修の実施
- UNDRR、WB、ADB、EUなどの会合への参加、他

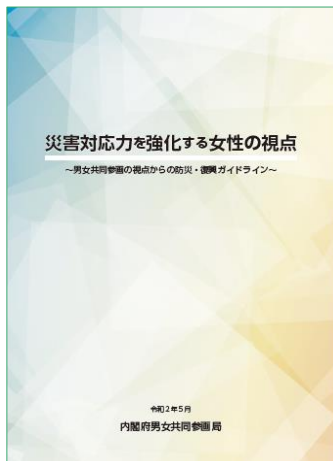


- 政府のみならず、女性・市民団体の防災・減災・復興への取組についての知見や教訓を、他の国々に伝えたり、共有、新たな知識を創成することに貢献。
- 他国と一緒に、ジェンダー・多様性の視点に立った防災を進め、より公正で災害にレジリエントな社会の構築(BBB)に貢献

31

災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

2020年(令和2年5月) 内閣府男女共同参画局



7つの基本方針

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukukou/pdf/guidelene_01.pdf

32

32

避難所 間仕切りもプライバシーもない状況からの進展

2011

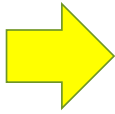


(Source: Inabe City, and WB 2014)

2016

(Source: Kumamoto
Voluntary Architects'
Network (VAN) and
Shigeru Ban
Architects)

With COVID-19 2021



<https://www.iza.ne.jp/kiji/even ts/photos/200714/evi20071418 240029-p1.html>



<https://news.yahoo.co.jp/a rticles/49da6bab9ff46d157 e096b70c37ddf2f70574471 /images/000>

33

33



ジェンダー視点からの市民社会の取組
女性センターや地方自治体による女性の地域防災リーダーの育成

34

34

復興まちづくりに女性の参画を



石巻市北上地区

大きな津波被害を受けた。地域の女性グループが、地方行政が進める高台への集団移転計画に参加。自分たちのニーズに合った復興住宅を建設し、移転することに成功。仙台の建築家と相談しながら進めた。



気仙沼大谷海岸

防潮堤が建設される予定だったが、地域の若者男女2500人が中心になって反対運動をおこし代替案を交渉。白い砂浜を残すことに成功。

35

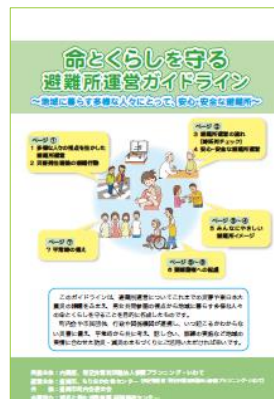
35

地域の女性グループ： 子どもや市民社会、外国籍の人々に向けた防災研修



36

36



全国でジェンダーと多様性の視点に立ったいろいろなガイドラインが作られるようになった

左から：とちぎ男女参画財団、流山の私にもできる防災・減災ノート、命と暮らしを守る避難所ガイドライン（盛岡）、多様な性を生きる人のための防災ガイドブック（ESTO）



JICA-Netライブラリ 『ジェンダーと多様性の視点に 立った防災・減災・復興』

日本語版フル：

<https://youtu.be/EQsftBFjkPg>

日本語版ダイジェスト：

https://youtu.be/3d_20c9POA

英語版フル

<https://youtu.be/Ognx8sJD3q4>

英語ダイジェスト

<https://youtu.be/xCPPBlq42qw>



日本の防災・減災・復興の課題:ジェンダー・多様性の視点から

- **法律や政策とその実効性**: 災害対策基本法では、予防に関する措置が不十分。災害が起きたら対応というのが基本スタンス。防災基本計画には、多様な人々の参加が記載されているが、浸透していない。
- **意思決定への参画**: 中央防災会議に、女性、若者、障害者、高齢者、LGBTQ+など多様な人々の代表がほとんどない。地方防災会議にもほとんどいない。地域の自主防災組織の代表の女性の割合は4%。(外国籍の人も約280万人いる)
- **縦割り行政**: 総合的な防災省、災害省がない(イタリアは、総合的に対応する省庁がある)。内閣府、関連省庁と地方自治体、市民団体や女性センターとの連携が弱い。
- **災害統計**: 性別、年齢別、障害別などに集計されていない、あるいは統合過程で集約されてしまうので、現状分析が困難で、政策に反映されにくい。(SADDD: sex, age and disability disaggregated data)
- **世帯主義**: 義援金などを個人ではなく、世帯単位で支給する傾向がある(DVで逃げている女性、別居中の人は義援金を入手できない)

39

39

参考資料

40

専門家会合(EGM)の報告書

2021年10月11～14日 オンライン

Expert Group Meeting: Achieving gender equality and the empowerment of all women and girls in the context of climate change, environmental and disaster risk reduction policies and programmes: 27名の専門家と国連機関からのオブザーバー。

基本的スタンス:

- human rights-based and gender-transformative strategies : 人権に基づくジェンダー変革のための方針を重視する
- the intertwined root causes of climate and environmental crises and gender inequalities : 気候と環境危機及びジェンダー不平等の相互に作用している根本的原因に焦点を当てる
- ensuring those most affected are involved in the design and implementation of responses and solutions and equal sharing of benefits. 最も影響を受ける人々が、取組や解決のための計画・実施に参加し、恩恵を共有することを確実にする。

41

EGM報告書の目次

前文

1. 気候、環境、災害のジェンダーインパクト
2. 構造的ジェンダー不平等とジェンダーに基づくリスク

主な課題と勧告(気候変動および環境・災害リスク削減に関する政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・少女のエンパワーメント達成に対する)

1. 支配的な経済と開発モデルの課題
2. 女性の無償のケア、家事、コミュニティ労働の増大
3. ジェンダーに基づく暴力の増加
4. 性と生殖に関する健康と権利の後退(SRHR)

5. 労働移動と移住

6. 世界的及び国家レベルでの規範(基準)や政策枠組の変革

7. 女性の声、エージェンシー、参加、リーダーシップの価値を認め支援する

8. ジェンダー視点に立った気候変動・環境・災害への資金調達(融資)

9. 気候変動の行動の中心に女性を据える

10. 生物多様性の保全、持続可能な食料と農業システムにおける女性の役割

11. ジェンダーに公正な移行

42

1. 気候、環境、災害のジェンダーインパクト

- 我々が経験している21世紀の経済、環境、気候の集合的危機は、持続不可能な生産、消費、土地利用、沿岸地域も含む海洋資源の搾取、富の蓄積、化石燃料への破壊的な依存により引き起こされている。
- この持続不可能なパターンが、ジェンダー不平等も含む多様な不平等の根本原因となっている。
- 世界的な排出削減目標が達成されたとしても、温暖化により人間とエコシステムは影響を受け続ける。しかも、気候変動に対して最も責任が少ない、女性や少女がその影響を一番受ける。
- COVID-19は、1.5億人を最貧状況に追いやるが、もし適切な対策が取られなければ、気候変動と災害により、2030年までに、さらに1.32億人が最貧状況に置かれる。
- 人間の行動が、破壊的な生物多様性の喪失をもたらし、それに伴う地球のエコシステムや人々の居住や生活、食料や災害への脆弱性を増している。それは、先住民、女性や少女などにより多くの被害を与える。
- 同様のことが海の資源や多様性にもあてはまり、海洋資源の商業利用、海洋経済に対するガバナンスの見直しが必要。

43

2. 構造的なジェンダー不平等とジェンダーに基づくリスク

- 多くの研究や啓発がおこなわれきたが、**科学者、研究者、政策策定者**は、人権、社会的平等・正義、気候変動・環境問題が、ジェンダー不平等と重要な関連があるということを見逃している。
- その関連性を見過ごすと、地域、階級、ジェンダー、人種、民族などにより異なるニーズ、経験、成果への政策的介入が的確にできないということに繋がる。気候変動や環境破壊に責任が少ない人々が、最も被害を受けているということを理解できなくなる。
- 気候変動や災害のインパクトを理解するためには、**フェミニスト視点に立った交差性のアプローチと分析**が必要である。気候変動は、とりもなおさず、社会経済・エコロジカルな要因と関連しており、それらに対しても相互・同時的に対応しなければならない。
- **気候変動、環境、災害の被害をより多く受けるのは女性**であり、既存のジェンダー不平等や差別的な社会規範により、被害の格差が増大する。女性や少女のレジリエンスのもとになる**脆弱性やリスク**は、社会経済的な要因によるものであり、政策や意思決定過程からの排除にも影響を受けている。

44

構造的・制度的なジェンダー不平等とは？

- **ケア労働**： 女性は、無償のケア、家事、コミュニティの労働を不平等に担っているために、気候変動・環境・災害の被害からの復興が、より困難になる。
- **暴力**： 女性と少女に対する暴力、および司法へのアクセスの欠如は、気候変動・環境・災害により、さらに状況が悪化する。
- **資源**： 土地、森林、灌漑、海洋資源などへの女性のアクセス欠如は、女性の適応能力を弱め、安全を脅かし、生計の機会、資源に対する意思決定の制限などをもたらす。
- **労働**： 多くの女性はインフォーマルセクターでの労働に依存しており、労働権・社会保障がなく、多様な職業上の危険にさらされ、経済的な不安定と不健康な状況に陥っている。
- **社会サービス**： 貧しく危険な住居、生活インフラの欠如は、特に家内労働者として働く女性に脆弱な状況を作り出している。
- **差別と排除**： 女性や特定集団(gender non-conforming people)の周辺化や排除。

45

主な課題と勧告 (Challenges and recommendations)

1. 支配的な経済と開発モデルの課題

- 問題は、気候変動や環境問題を、科学的問題であり技術的に解決できると考えていることで、植民地主義的政治経済、異性愛を当然視する規範、人種差別、搾取と「採掘主義」(資源の略奪による蓄積)などの問題を無視していることである。
- グリーン・ブルーエコノミーは、人権を軽視しており、最も責任がないのに影響を受ける人々の利害を無視している。
- 緩和策と適応策におけるジェンダー主流化を進めようとしているものの、採掘企業の利益や事業が優先され、女性が受ける損失や損害が無視されている。
- グリーン・ブルーエコノミーは新自由主義モデルに基づく経済発展に取り込まれ、ジェンダー不平等を含む構造的な不平等に対応しないため、社会の変革をもたらすことはできない。
- 気候変動、環境、災害に対しては、フェミニスト視点に立った新たな社会契約が必要であり、女性及び周辺化された人々が、自然及び経済資源の管理に関する意思決定過程に参画することが重要。

46

2. 女性の無償のケア、家事、コミュニティ労働の増大

- 女性がおこなう無償で価値が低いとみなされているケア労働と天然資源の搾取には関係があり、それは、歴史的に資本主義と新自由主義経済成長を継続させることに利用されてきた。
- 女性と少女がおこなう無償のケア労働は、世帯内及び国家における不平等な性別役割分担と配分が原因であり、それは気候変動、環境、災害による被害や危機を増幅してきた。
- 環境や土壌劣化により、女性や少女の水汲み労働の時間や労力が増加し、資源が枯渇したり干ばつにより食料が入手できなくなったり、燃料が入手できなくなっている。
- コロナ禍により、女性の有償・無償労働の負荷が増加したり、失業したり、生計を立てられなくなったり、女性のレジリエンスと回復に大きな影響が出ている。
- したがって、**気候変動、環境、災害に関する政策を策定する際には、女性の無償ケア労働について考慮する必要がある。**
- ジェンダー視点に立ったケアエコノミーが必要であり、女性の人権、ディーセントワークを重視するべき。
- 女性の労働量を削減し、レジリエンスを高めるためのインフラや社会サービスの提供が必要。
- 5R: 無償労働の **recognize, redistribute, reduce and reward, and** 交渉の場への **representation**

47

3. ジェンダーに基づく暴力の増加

- ジェンダーに基づく暴力(GBV)は、甚だしい人権侵害であり、気候変動、環境、災害危機の状況下で、特に女性と少女に対して増加し、経済システム、社会サービス、家族やコミュニティの絆を破壊し、さらに労働移動や強制移住を引き起こす。
- 経済的困窮は、家庭内と公的な場での緊張と暴力を引き起こす。これはコロナ禍で女性に対する暴力が増加した、「**影のパンデミック**」という現象でも明らかである。
- 環境劣化とそれにより引き起こされる紛争に対し、経済的対応策として児童婚や強制婚、学校中退、生存のための売春などが広まる。
- **災害後には**、多様なセクシュアリティの人々(SOGIESC)が支援を求めようとすると、**GBVの被害**にあいやすくなるし、それらの人々のニーズは災害対策・計画で無視されている。
- **被災後の緊急避難所**では、プライバシーの欠如、過密状態、安全な衛生施設や安全の欠如により、女性や少女が暴力やハラスメントを受ける度合いが増加する。
- 先住民族も含め、女性の環境・人権擁護活動家は、政府や企業から土地や資源を守ろうとして、殺害される。気候変動交渉に参加する女性は、暴力や恐喝を受けている。
- 色々な政策ができたり、対策がおこなわれているが、まだまだ不十分。

48

4. 性と生殖に関する健康と権利の後退 (SRHR)

- 気候危機や緊急時には、コロナ禍でもあきらかになったように、健康サービスへのアクセス、特に性と生殖に関する健康に対するサービスへのアクセスが、構造的・制度的な差別により後退する(後回しにされる)。
- さらに、気候変動や災害で、インフラが破壊されたりすると、授産所などに行けなくなり、妊産婦死亡率が高くなったり、健康が悪化する。海面上昇や、食塩水汚染などにより、暗線な水へのアクセスが減り、乳幼児死亡率にも影響する。清潔で安全な水と衛生へのアクセスが減少すると、性と生殖に関する健康も悪化し、生理や避妊具の入手にも影響がでる。
- 強制的な人口抑圧や避妊は、気候変動や環境劣化の解決にはならない。むしろ、資本主義的家父長制への対応が必要である。
- 気候変動や環境劣化、コロナ禍から得た教訓をもとに、SRHRに対して、フェミニスト視点になったライフサイクルと交差性のアプローチを採用する必要がある。
- インフラが破壊されても人道的行動に基づいて、遠隔地や周辺化された人々に、SRHRのサービスが届くようにすべき。
- 「気候変動の解決には避妊が必要だ」という言説を覆し、国家間、そして大量消費大量廃棄をし、温暖化ガスをたくさん出している国とのあいだとの不平等の解消に取り組むべき。

49

5. 労働移動と移住

- 気候変動、環境劣化、災害に引き起こされる、多くの重なる要因が、労働移動と移住の要因となっている。要因には、環境劣化、経済不平等と貧困、暴力、食料・水不足、人命の喪失、政治的意思の欠如などがからみあっている。しかし全ての人が、尊厳を持って移動できたり、人権を保障されるわけではない。
- 男性は資産権を有しているので簡単に移動できるが、女性は資源を有しないので、劣化した環境に留まらなければならない。労働移動も含めて、女性が気候変動や環境劣化においてどのように適応・対応できるかは、社会文化的規範や女性がおかれた状況(人権、紛争、地政学的状況、新自由主義的資本主義、男性優位性、家父長的伝統的構造や過程、国家の権限など)に大きく左右される。
- ジェンダー統計がないことも女性を不可視化している。
- 気候変動、環境劣化、災害などにより、人々が労働移動したり移住したいしなくても良いように、持続可能な開発戦略は、コミュニティによる適応、資源の持続活用、レジリエンスの構築などにもっと焦点を当てるべきである。また、集団移転が必要になる場合には、住民とともに計画するべき。小島嶼開発途上国にとっては、再定住は選択ではなく、必要性に迫られてのことである。
- 女性にとって経済・社会的なダメージが少なく、安全な移住や労働移動に関する計画が必要。

50

6. 世界的及び国家レベルでの規範(基準)や政策枠組の変革

- 北京宣言・行動綱領、CEDAW一般勧告第37号(2018)にもあるように、気候変動、環境、災害に関してジェンダー平等と女性・少女のエンパワーメントを達成するためには、一貫した国際政策枠組が必要。
- 特に、リオ条約(生物多様性条約、砂漠化防止条約、気候変動条約)、仙台防災枠組、ILOの労働者のための公正な移行、アジェンダ2030の間の、(政策・実施の)一貫性が必要。
- 気候変動、環境、災害に関する国際枠組は、人権を中心においていないことが問題であり、そのために構造的ジェンダー不平等がリスクを増長している。リオ条約に関連するジェンダー行動計画において多少の進展は見られたものの、女性の意味ある参加やアクセスを、人権とは見なしていない。
- 気候変動、環境、災害に関する国家の法律や政策、戦略的枠組には、ジェンダー視点が欠如している(gender blind)。①国家・地方レベルの意思決定の場における女性の不在、②気候変動、環境、災害に関する国家の法律や政策においてジェンダー平等に対するコミットメントがなく、ジェンダー視点に立って実施されていない、③ジェンダー平等と気候変動、環境、災害の間に制度的・組織的障壁があり、境界を越えて調整・連携できない。

51

6続き

- 国家適応政策(NAPs)、国が決定する排出削減目標(国が決定する貢献)(NDCs)等の、国家戦略に、ジェンダー視点に立った、分野横断的、変革的アプローチを採用すべき。
- ほとんどの災害リスク管理法には、ジェンダー平等の原則が含まれておらず、女性のエンパワーメントや意思決定における女性の全面的かつ意味のある参加の促進が含まれていない。
- NAPsやNDCsのほうが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに言及しているという点では、優れている。いくつかのNDCsは、交差的、ジェンダー視点に立ったアプローチ、リーダーシップ、交渉力の向上などについて言及している。
- しかし全体として、個別・縦割りに対応するのではなく、もっと連携・調整が必要。
- 特に、気候変動の資金運用、融資に関しては、実現とインパクトが全く伴っておらず、ジェンダーの変革に繋がっていない。

52

7. 女性の声、エージェンシー、参加、リーダーシップの価値を認め支援する

- 気候変動や環境対応に**女性の参加とリーダーシップ**が促進されると、より良いガバナンス、保全、持続可能な利用、便益のより公正な配分に繋がることが立証されている。しかし、女性に対して差別的な社会規範や制度のために、女性が意思決定に参加し、その能力を向上させたり、もてる知識や技術を活用できていない。特に**女性の地方自治への参加**が重要。そのためには、クオータ制度が必要。
- 特に**草の根のフェミニスト組織**や、**ジェンダー、環境、人権団体**などが協働して声をあげていくことが、搾取的な家父長制や資本主義的構造の変革に重要。
- **女性組織**は気候変動や環境・災害リスクについて多様な知識や解決方法を有しており、政府の施策が説明責任や、正義、横断的、世代間的にきちんと実施できるよう監視することができる。しかし、これらの組織は、いろいろな排除、資金不足、脅しなどの問題に遭遇している。
- 政府関係者、関係団体は、ジェンダーと気候変動・環境・災害の関連性を理解する必要がある。政治家はもっと啓発活動をするべきである。この課題に対する**女性省などの機能**と関与を高めるべき。

53

7.続き (勧告)

- 地域のガバナンス、環境、生態系の持続性を図るために、小規模な農業、放牧、沿岸漁業の従事者やそのコミュニティの役割を認識する。
- 地域の女性及び小規模な農業、放牧、沿岸漁業の従事者、先住民の土地や資源へのアクセス権を保障する。
- 気候変動や環境・災害関連組織において、女性・女性団体・女性省などの参加状況について、比較可能な質的データおよび量的統計を取る。
- 女性省、女性団体が、国家のすべての気候変動や環境・災害関連政策の策定過程に意味のある参画をすることをモニターするような、国家間連携メカニズムを構築する。
- 気候変動や環境・災害関連組織において、ジェンダーバランスを進める。
- 気候変動や環境・災害分野で女性が活躍できるようSTEM教育を促進する。
- 女性、先住民族、LGBTQ+、その他の周辺化された人々とその組織の能力強化を図り、気候変動や環境・災害関連の意思決定過程に参加し、リーダーシップを発揮できるようにする。
- 同様に、政治家、政府関係者の能力強化を図る。
- フェミニスト団体や、多様な人々や組織が連携し、形だけではなく、実効的なアライアンスを構築し行動する。

54

8. ジェンダー視点に立った気候変動・環境・災害への資金調達(融資)

- ジェンダー視点に立った気候変動や環境・災害リスクに対する**ファイナンス**は、権利であると同時に、そうすることにより、平等、効率、効果が達成される。先進国は、UNFCCC、生物多様性条約(CBD)、CEDAWなどに合意しているが、実施していない。高いCO2排出国も同様である。
- 後発途上国や小島嶼途上国は、気候変動に関して、無償資金より**融資**を受けるようになった。その結果、債務が増加し、リスクに対するレジリエンスが低下する。それは、女性や少女に対する社会サービスや生活インフラが悪化し、無償労働やケア労働の負荷が増大することになる。
- 構造的弊害や差別的な社会規範により、多様な女性、草の根団体や先住民団体の**資金へのアクセス**は不平等であり、限定的である。
- 既存の**気候・環境関連基金**は、**小規模な対象者**には対応していない。地域の団体にその運営を委ね、草の根団体や女性の零細・中小企業者が使えるようにするべき。また、融資やグラントの基準を見直し、そのような団体に届くようにするべき。ジェンダー債券の発行も必要。
- 気候・環境関連の公的資金が、民間資金のレバレッジになるように、計画・活用されるべき。
- 基金の利用者の教育やICT能力の強化も必要。
- ジェンダー視点に立って**気候・環境関連基金**が運用されているか、モニタリングが必要。

55

9. 気候変動の行動の中心に女性を据える

- 気候変動の緩和策と適応策に、どの程度のジェンダー視点や分析を行うかによって、世帯や生計に対するインパクトが異なってくる。それがしっかり実施されない適応策においては、女性の再生産・生産労働の負荷を増加させ、ジェンダーに基づく脆弱性やリスクを高め、固定的性別役割の再強化を引き起こす。
- **環境社会影響評価**への女性の参画は、生計、社会、健康、その他についてジェンダー視点に立ったインパクトの創出を可能にする。
- 近代的農業は、気候変動や生物多様性の喪失を起こし、食料の安全保障を脅かしているため、**農業生態学(agroecology)**のような新たな持続的な農業と食のシステムが注目されている。
- 緩和と適応のために、太陽光発電の灌漑設備、分散型の再生可能なエネルギーを使った小規模発電など、**整合性のある戦略(方針)**を取ることは、持続可能性に繋がる。
- ジェンダー視点に立って気候変動にレジリエントな農業を進めることは、ジェンダー不平等を解消したり、平等な恩恵をもたらすことにもつながる。
- **気候変動対応型農業(climate-smart agriculture: CSA)**という見せかけの下で、アグリビジネスのコングロマリットは、土壌炭素蓄積、遺伝子操作種子を促進し、小規模農家や食の安全に損害をもたらし、逆に、CO2の排出量を増加させている。

56

9.続き

- 気候変動への対応策は、ジェンダー変革に向けて、不平等なジェンダー構造やジェンダー格差を解消することには繋がっていない。
- 持続可能な生産に移行する際に労働者の権利を守る「公正な移行」(just transition)の対象者は、男性のみで(炭鉱労働者など)、ディーセントワークにおけるジェンダー格差を助長しているに過ぎない。
- 多くの政策は、地域で気候変動に対応するために女性が果たしている役割を無視している。緩和や適応において、女性は犠牲者、あるいは受益者としてしか認識されておらず、女性が知識を有し、リーダーとして活躍できるとは考えられていない。
- 性別データやジェンダー統計がないために、女性に与えるインパクトや、ジェンダー平等に対するインパクトが計測できていない。量的データのみでは十分ではなく、質的なデータも必要。変化する気候変動に対応するためには、女性や地域の経験や知見に関する質的なデータ収集が必要。

57

10. 生物多様性の保全、持続可能な食料と農業システムにおける女性の役割

- 先住民や地域の女性は、農業者、生産者、食の保存・保全・加工・準備、さらに世代を超えて引き継いできた適応・保全・持続的利用の知識を有する者として、生物多様性保全の中心的役割を果たしている。
- しかし、近代的なコマーシャル農業と食のシステムの台頭により、家庭及び地域における食料の安全保障に果たす女性の役割は、不可視化している。特に、権威・覇権主義的な気候変動、環境、災害対応により、認識されなくなっている。
- **農業生態学(agroecology)**アプローチは、持続可能なエネルギーと生態系保全を組み込み、女性のエンパワメントとエージェンシーの向上、持続可能な食の生産、及び生物多様性保全と気候変動緩和・適応対策を向上させるという認識が広まっている。
- 女性がかかわっている農業生態学アプローチは、多くの良い成果を出しており、女性のリーダーシップや収入向上、コミュニティの構築、健康改善などの成果も出ている。しかし、そのためには、女性の土地権や生産資源・市場へのアクセスを確保する必要がある。
- ジェンダー視点にたった農業生態学に基づく政策・事業を進めることが必要。
- 生物多様性条約およびポスト2020枠組において、ジェンダー視点からの取組を進めることが必要。

58

11. ジェンダーに公正な移行 (gender-just transitions)

- 気候変動と環境の持続性に向けた総合的な目的を達成するためには、真に持続可能で、低炭素排出、人々と地球へのケアを中心に置く社会的に公正な経済に向けた「公正な移行」(just transition)が、必要である。
- その過程では、雇用者とその家族に与える影響を最小限にし、ディーセントワークを創出し、経済を包摂的にし、貧困撲滅と社会保護を促進する必要がある。
- 脱炭素化した未来への移行は、ジェンダーやその他の社会的不平等への解消につながるかもしれないが、構造的なジェンダー不平等が解消されなければ、グリーン経済は、社会的公正につながらない。
- 労働市場におけるジェンダー不平等(職業分離、ケア経済と伝統的に女性がおこなってきた仕事におけるディーセントワークと権利の欠如、ケア労働の不平等など)に対応しなければならない。
- 特に、エネルギー、建設、運輸部門における、何十年にも及ぶ環境劣化、気候変動、災害による負のジェンダーインパクトを変えていくためには、ジェンダー視点に立った取組と、女性の参画が不可欠。

59

11.続き

- ジェンダーに公正な移行は、女性が参加でき、かつ便益を受けられるような低炭素産業への移行のみならず、そのような産業が既存のジェンダー不平等を再生産しないことである。
- 持続可能なエネルギー部門における低炭素産業の移行において、女性が質の高い雇用を得るためには、政府及び企業が、女性の技術、教育、仕事の機会の平等を促進することが必要。
- ジェンダーに公正な移行には、**社会的対話**の促進が必要(政府、企業家、労働組合、市民社会)。
- 例えば、途上国(グローバルサウス)における炭鉱の閉鎖は、女性の生活にも影響を与える。国内、及び国際間での不平等が増長しないように対策を講じる必要がある。
- 炭素排出量が多い地域は、往々にして男性中心社会であるため、公正な移行においては、ジェンダー不平等やディーセントワークに注意し、ジェンダー視点に立ったディーセントワークの創出のための**投資も必要**。
- 公正な移行に際しては、女性の参画と包摂的なアプローチ、STEM分野の教育などが必要。

60